

調査の概要

調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

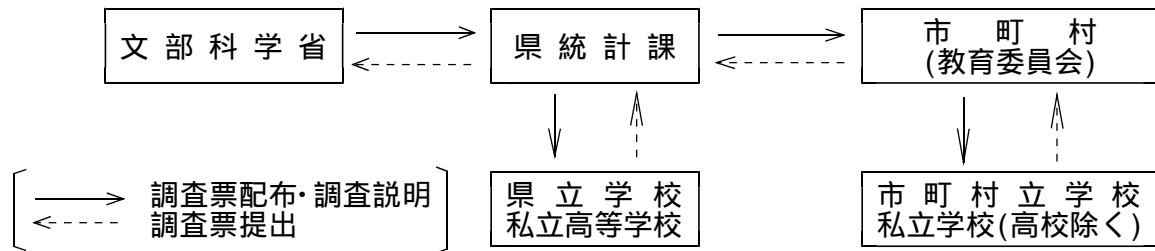
調査の期日 平成 22 年 5 月 1 日

調査の方法

1 調査の種類と報告義務者・作成者

学校調査票（「付録」参照）	学校の長
学校通信教育調査票（「付録」参照）	通信制課程を置く高等学校の長
卒業後の状況調査票（「付録」参照）	学校の長
学校施設調査票（「付録」参照）	公立の専修学校の長、私立学校の設置者
不就学学齢児童生徒調査票（「付録」参照）	市町村教育委員会

2 調査系統



調査の範囲

- 1 学校調査 公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校
- 2 学校通信教育調査 通信制課程を置く高等学校
- 3 卒業後の状況調査 公・私立の中学校と高等学校及び特別支援学校の中学部と高等部の平成 21 年度の卒業生。ただし、高等学校、特別支援学校の高等部にあつては平成 20 年度以前の卒業生で、大学（学部）・短期大学（本科）に入学を志願した者を含む。
- 4 学校施設調査 私立の小学校・中学校・高等学校・幼稚園・専修学校・各種学校及び公立の専修学校
- 5 不就学学齢児童生徒調査 学校教育法第 18 条の不就学学齢児童及び学齢生徒

調査事項

「付録」の学校基本調査の各調査票参照